

宮崎県公報

平成23年11月14日(月曜日) 第 2337 号

癷 行 호 禬 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

頁

次

○栄養士法施行細則の一部を改正する規則………(健康増進課) 1 示

○地方税法第 396条第 3 項に規定する固定資産調 査職員証票の様式……………(市町村課) 6

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

目

○民有林の保安林の指定予定	(自然環境課)

公

○大規模小売店舗の変更に関する届出(3件)…(商業支援課)7

○市町村営土地改良事業の施行の同意……(農村整備課)9

○落札者等の公告(4件) ………9

公安委員会公告

○機械警備業務管理者講習の実施について…………10

規

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和42年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 (名簿の訂正)

第4条 政令第3条第1項の規定により栄養十名簿の訂正の申請を | 第4条 政令第3条第1項の規定により栄養十名簿の訂正の申請を しようとするときは、栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書 (別記様式第3号)を提出しなければならない。

(免許証の書換えの交付)

の申請をしようとするときは、栄養士名簿訂正・免許証書換え交 付申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(名簿の訂正)

しようとするときは、栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請 晝(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(免許証の書換えの交付)

第6条 政令第5条第1項の規定により栄養士免許証の書換え交付 第6条 政令第5条第1項の規定により栄養士免許証の書換え交付 の申請をしようとするときは、栄養士名簿訂正及び免許証書換え 交付申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

別記様式第2号から別記様式第5号までを次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

栄養 士 免 許 申 請 書

年 月 日

知 事 殿

本籍地都道府県名(国籍)

住 所

ふりがな氏

印

 \exists

性別

男 · 女

生 年 月 日

年 月

電 話 番 号

栄養士法施行令第1条第1項の規定により、下記のとおり栄養士免許を申請します。

記

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有・無 (有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を次に記入すること。)
- 2 栄養士法第1条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有・無 (有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。)
- 備考1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記入すること。
 - 2 該当する文字を○で囲むこと。
 - 3 次の書類を添付すること。
 - (1) 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項に規定する者であることを証する書類
 - (2) 次のいずれかの書類

ア 戸籍の謄本又は抄本

- イ 住民票の写し(戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。)
- ウ 外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第3号(第4条、第6条関係)

栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書

年. 月 H

知事 殿

> 住 所 ふりがな 氏 印 名 别 男 · 女 性 生 年 月 日 年 月 日 電話番号

下記のとおり変更を生じたので、栄養士法施行令第3条第1項及び第5条第1項の規定によ り、栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付を申請します。

記

- 登録番号
- 登録年月日

年 月 H

3 変更事項

	変	更	前	変	更	後	
本籍地都道府県名 (国籍)							
ふ り が な 氏 名							

- 4 変更年月日
- 年 月 日
- 5 変更理由
- 備考1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記 入すること。
 - 2 該当する文字を○で囲むこと。
 - 3 栄養士免許証及び戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録証明書の写し若しくは外国 人登録原票記載事項証明書を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書 き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第4号(第5条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書

年 月 日

知 事 殿

申請者 住 所

氏 名 印

(本人との続柄)

電話番号

栄養士法施行令第4条第1項の規定により、下記のとおり栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名(国籍)

ふりがな

- 4 氏 名
- 5 性 別 男 · 女
- 6 生年月日 年 月 日
- 7 抹消理由の生じた年月日 年 月 日
- 8 抹消理由 (死亡 ・ 失踪 ・ その他)
- 備考1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記入すること。
 - 2 該当する文字を○で囲むこと。
 - 3 栄養士免許証を添付すること。ただし、栄養士免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
 - 4 抹消理由が死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本若しくは抄本、死亡診断書又は失踪の宣告を受けたことを証する書類を添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 6 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第5号(第7条関係)

栄養士免許証再交付申請書

知 事 殿

性

住 所

ふ り が な 氏 名

別

男 ・ 女

印

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

下記の栄養士免許証を(破った・汚した・失った)ので、栄養士法施行令第6条第1項の規定により、栄養士免許証の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名(国籍)
- 備考1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記入すること。
 - 2 該当する文字を○で囲むこと。
 - 3 栄養士免許証を破ったとき又は汚したときは、その栄養士免許証を添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

告示

宮崎県告示第 929号

地方税法(昭和25年法律第 226号)第 396条第 3 項に規定する職員の身分を証明する証票の様式を次のとおり定める。 平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

(表)

(裏)

地方税法 (昭和25年法律第 226号) (抄)

- 第 396条 第 389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第 401条第4号の助育又 は第 419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者、 第 388条第4項第2号の助言、第 389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は 第 422条の2第1項の指示のために必要がある場合においては総務省の職員で総務大臣が指定する者は、 それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号者しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件 を検査することができる。
- (1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する業務があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者
- 2 前項第1号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第2号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
- 3 第1項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

宮崎県告示第 930号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第64条の規定により 、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について 次のとおり届出があった。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名称		変更
台 你	別在地	変更前	変更後	年月日
大崎薬局	日向市	大崎薬局	そうごう薬 局亀崎店	平成23年 10月1日

宮崎県告示第 931号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大平字立河内
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置い て縦覧に供する。)

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

都城ショッピングセンター

都城市千町4351-2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社トーア 代表取締役 渡瀬登 都城市早水町4500番地

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政

雄

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 九州コンビニエンスシステムズ株式会社 代表取締

役 岩崎修

熊本県熊本市流通団地二丁目11番地 青山商事株式会社 代表取締役 青山理 広島県福山市王子町一丁目3番5号 有限会社サン・プランニング 代表取締役 吉原浩 都城市山田町大字山田2197番地3

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 株式会社ココストアウェスト 代表取締役 富田晋 熊本県熊本市流通団地二丁目11番地 青山商事株式会社 代表取締役 青山理 広島県福山市王子町一丁目3番5号 有限会社サン・プランニング 代表取締役 吉原浩 都城市山田町大字山田2197番地3

- 4 変更の年月日
- (1) 平成22年5月8日(マックスバリュ九州株式会社代表者変更)
- (2) 平成21年8月27日 (株式会社ココストアウエスト会社名変更及び代表者変更)
- 5 変更した理由 小売業者の代表者及び名称変更のため
- 6 届出年月日 平成23年10月31日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年11月14日から平成24年3月14日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年11月14日から平成24年3月14日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

宮崎県公報

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

都城ショッピングセンター

都城市千町4351-2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社トーア 代表取締役 渡瀬登

都城市早水町4500番地

- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 敷地内駐車場 469台 (変更後) 敷地内駐車場 471台

② 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)建物A棟西側(№1) $322.0\,\mathrm{m}^2$ 建物 B 棟南側 (No. 2) 225.0 m² 建物 C 棟北側 (No. 3) 108, 0 m² 建物 C 棟南側 (No. 4) 114.0 m² 建物 E 棟北側 (No.5) 32.0 m² 建物 E 棟南側 (No. 6) 32.0 m² 合計 833.0 m² (変更後)建物A棟西側(No.1) 322.0 m² 建物B棟南側(No.2) 225.0 m² 建物 C 棟北側 (No. 3) 108.0 m² 建物 C 棟南側 (No. 4) 114.0 m² 建物 E 棟北側 (No.5) 32, 0 m² 32.0 m² 建物 E 棟南側 (No. 6) 建物B棟北西側(№7) 31.5 m² 合計 $864.5 \,\mathrm{m}^2$

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 (No.1) 午前 6 時30分~午後10時

荷さばき施設(No.2) 午前6時~午後10時

荷さばき施設(No.3) 午前9時~午後8時

荷さばき施設(No.4) 午前9時~午後8時

荷さばき施設(No.5) 午前9時~午後10時

荷さばき施設(No.6) 午前9時~午後10時

(変更後) 荷さばき施設 (No.1) 午前6時30分~午後10時

荷さばき施設 (No. 2) 24時間

荷さばき施設(No.3) 午前9時~午後8時

荷さばき施設(No.4) 午前9時~午後8時

荷さばき施設(No.5) 午前9時~午後10時

荷さばき施設 (No.6) 午前9時~午後10時 荷さばき施設 (No.7) 午後10時~午前9時

- 4 変更する年月日
- (1) 平成24年7月1日(荷さばき施設の位置及び面積)

- (2) 平成23年11月1日 (荷さばき施設№ 2 において荷さばきを行うことができる時間帯)
- 5 変更する理由 営業施策のため
- 6 届出年月日 平成23年10月31日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年11月14日から平成24年3月14日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年11月14日から平成24年3月14日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

 $31.5 \,\mathrm{m}^2$

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クラスター高鍋

児湯郡高鍋町大字北高鍋1366-6 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

大森製材株式会社 代表取締役 大森ヒロ 児湯郡高鍋町大字北高鍋1404番地

- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物南側駐車場 (No.1) 101台 建物敷地西側駐車場 (No.2) 20台 合計 121台 (変更後) 建物南側駐車場 (No.1) 101台

② 荷さばき施設の位置及び面積

 (変更前)東側建物北側 (No.1)
 30.0㎡

 西側建物北側 (No.2)
 24.0㎡

 合計
 54.0㎡

 (変更後)東側建物北側 (No.1)
 30.0㎡

 西側建物北側 (No.2)
 24.0㎡

東側建物南側(No.3)

合計

85.5 m²

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 建物南側駐車場

24時間

建物敷地西側駐車場

午前9時~午後9時

(変更後) 建物南側駐車場

24時間

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 建物敷地南側及び東側 2 箇所(出入口 2 箇所) 建物敷地西側駐車場東側 1 箇所(出入口 1 箇所

)

合計

3 箇所

(変更後)建物敷地南側及び東側2箇所(出入口2箇所)

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 (No.1) 午前 6 時~午後10時

荷さばき施設 (No.2)

午前6時~午後6時

(変更後) 荷さばき施設 (№1)

午前6時~午後10時

荷さばき施設(No.2)

午前6時~午後6時

荷さばき施設(No.3) 午前6時~午前9時

4 変更する年月日

平成24年7月1日

5 変更する理由

営業施策のため

6 届出年月日

平成23年10月31日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年11月14日から平成24年3月14日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年11月14日から平成24年3月14日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の2第5項において 準用する同法第10条第1項の規定により、西都市が行う土地改良事 業(南方地区、ため池等整備事業)の施行に同意した。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

宮崎県電子調達システム(物品)構築業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東2丁目 10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年9月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通株式会社宮崎支店 宮崎市錦町1番10号(宮崎グリーン スフィア壱番街)
- 5 随意契約に係る契約金額 25,200,000円
- 6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に基づく随意 契約

落札者等の公告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり 公示する。

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量 宮崎県財務総合システムの構築等に係る業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部財政課財政企画担当 宮崎市橘通東2丁目10番1 号
- 3 落札者を決定した日 平成23年10月24日
- 4 落札者の氏名及び住所 富士通株式会社 川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 落札金額 109,838,610円
- 6 総合評価一般競争入札の公告を行った日 平成23年9月5日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量
 - 四輪用運転シミュレータ一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日平成23年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 南九州支店

鹿児島市鴨池新町6-6

5 落札金額

16,619,400円

6 一般競争入札の公告を行った日 平成23年 9 月15日

宮崎県公報

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。 平成23年11月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量
 - 本部庁舎LAN用機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日 平成23年11月1日
- 4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 九州支社 福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額

39, 204, 900円

6 一般競争入札の公告を行った日 平成23年9月22日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第19号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成23年11月14日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講 習 の 実 施 日	定員
機械警備業務管理者講習	平成24年1月16日(月)から1月	15人
	19日休まで	

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター) 電話0985-58-1570

- 3 講習の実施要領
- (1) 講習は、宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査(5枝択一式40問、100分)を実施 し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修 了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わ ない。
- 4 受講申込書の提出方法等
- (1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	平成23年12月 5 日(月)から12月14日(水)
	まで(土、日曜を除く。)の午前9
	時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての 代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。 (4) 提出書類

受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した 縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面 、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)1通

5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

- 6 その他
- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518) に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全の画課警備業係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

正誤

平成23年10月3日付け県公報(第2325号)中

ページ	行	誤	Æ
4	16	45 <u>宮崎県</u>	45 宮崎県